

2025年2月12日

株式会社わだまんサイエンス 御中

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に対する確約書

大阪ガスリキッド株式会社
低温粉碎センター食品工場



対象商品名: リグナンリッチ黒胡麻マイクロパウダー
リグナンリッチ金胡麻マイクロパウダー

弊社では、上記対象商品について、食品用器具・容器包装に関するポジティブリスト制度(食品衛生法第11条第2項、及び第16条)適合のために下記の対応を行うことを確約いたします。

記

1. 法令により、「令和2年6月1日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸出され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のもの(以下「経過措置対象のもの」という。)が同日から起算して5年を経過する日(令和7年5月31日)までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される原材料であっても合成樹脂のものについては、別表第1に掲げられているものとみなすことができる。」とされており、
弊社にて現時点で使用している食品用器具・容器包装は全てこの「経過措置対象のもの」にあたりますので、ポジティブリストに適合するとみなすことができるものと判断しております。
2. 令和2年6月1日以降、弊社で購買いたします新規の食品用器具・容器包装については、「別表第1に適合した物質を使用していることが確認できるもの」もしくは、「経過措置対象にあたるもの」であることを確認の上で使用することといたします。
3. 経過措置が終了する令和7年5月31日までに、弊社で使用する全ての食品用器具・容器包装について「別表第1に適合した物質を使用しているものが確認できるもの」もしくは、「経過措置対象にあたるもの」となるように対応を完了いたします。

尚、貴社より、上記内容に関する問合せや資料請求を受けた場合は、速やかに情報提供を行います。

以上